

地方職員共済組合奈良県支部禁煙外来治療費用助成事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地方職員共済組合奈良県支部の禁煙治療を希望する組合員に対し、禁煙治療にかかる費用の一部を補助することにより、受診を促進し、生活習慣病、がん予防対策等を推進し、組合員の健康の維持、増進を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 この助成金を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- 一 助成金請求時において、組合員であること。
- 二 禁煙外来治療について他の助成を受けていないこと。
- 三 禁煙外来利用機関において禁煙治療を受け、治療課程を終了し、当該医療機関から治療を終了したことについて医師の証明を受けた者又は治療途中で禁煙が成功したと医師が認められる者。(助成金請求時に、喫煙を再開している者は除く。)
- 四 禁煙治療にかかる初診日(以下「初診日」という。)が平成28年6月7日以後であること。

(助成対象経費)

第3条 助成金額の算定に当たって対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は禁煙治療にかかる経費のうち次に掲げるものとする。ただし、所定の禁煙外来治療過程の期間内に受診した費用に限る。

- 一 初診料
- 二 再診料
- 三 ニコチン依存症管理料
- 四 処方料及び処方箋料
- 五 調剤基本料、調剤料及び薬剤服用歴管理指導料
- 六 調剤料(医師の処方に基づき購入した禁煙補助薬に限る。)
- 七 第5条第1項第二号の発行に係る文書料
- 八 前各号に掲げる補助対象経費に係る消費税及び地方消費税

(助成金の額)

第4条 この助成金の額は、保険適用の場合は助成対象経費の自己負担相当額、保険適用外の場合は助成対象経費の10分の3相当額とし、ともに上限を20,000円とする。ただし、算出した助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の請求)

第5条 禁煙外来治療における定められた治療過程が終了した者又は治療過程の途中において禁煙が成功したと認められる者は、次に掲げる書類を添えて、**禁煙外来治療費用請求書**(第1号様式)を奈良県支部に提出するものとする。

- 一 禁煙外来治療に要した費用及び内容が確認できる領収書及び診療明細書
- 二 禁煙外来利用機関において禁煙治療を受け、治療課程を終了し、当該医療機関から治療を終了したことについての医師の証明書又は治療途中で禁煙が成功したことについての**医師の確認書**(第2号様式)

- 2 本事業に基づく助成金の請求は、1人あたり、1年度に1回限りとする。
- 3 助成金の請求期間は、治療を終了したことについての医師の証明を受けた日又は第二号様式による治療途中で禁煙が成功したことについての医師の確認を受けた日から3ヶ月以内とする。
- 4 奈良県支部は、第1項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 奈良県支部は、偽りその他不正な行為によって助成金を受けた者があるときは、助成金の交付を取り消し、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成28年8月15日から施行する。